

令和3年上尾市教育委員会5月定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年5月27日（木曜日）
開会 午前9時30分
閉会 午前11時31分
- 2 場 所 上尾市役所 7階大会議室
- 3 出席委員 教育長 池野和己
教育長職務代理者 中野住衣
委員 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
- 4 出席職員 教育総務部長 小林克哉
学校教育部長 瀧沢葉子
学校教育部参事 兼 学校教育部次長 関孝夫
教育総務部次長 清水千絵
学校教育部副参事 兼 学務課長 太田光登
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 瀧澤誠
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 角田広高
教育総務部 図書館長 島田栄一
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明
学校教育部 学校保健課長 松木ヒロシ
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 小林正和
書記 教育総務課副主幹 上山英樹
教育総務課主査 田中輝夫
教育総務課主任 齋藤繭子
- 5 傍聴人 20人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 令和3年第3回臨時会会議録及び4月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第28号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について上尾市学校施設更新計画基本計画の策定について

議案第29号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第30号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

議案第31号 上尾市学校施設更新計画基本計画の策定について

日程第5 協議

協議1 上尾市学校施設更新計画実施計画（案）について

日程第6 報告事項

報告事項1 令和2年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について

報告事項2 令和3年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について

報告事項3 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和2年度の実施状況について

報告事項4 上尾市民体育館の利用状況、稼働率について

報告事項5 令和2年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について

報告事項6 令和3年度学力調査関係実施概要について

報告事項7 令和3年4月 いじめに関する状況について

報告事項8 上尾市幼児教育推進協議会への諮問について

報告事項9 上尾市学校運営協議会委員の変更について

報告事項10 上尾市立平方幼稚園閉園に係る保護者・地域説明会について

報告事項11 新図書館複合施設用地買収等に係る住民訴訟について

日程第7 今後の日程報告

日程第8 議案の審議

議案第26号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

議案第27号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

日程第9 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) ただ今から、令和3年上尾市教育委員5月定例会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 20人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

~傍聴人入場~

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 令和3年第3回臨時会会議録及び4月定例会会議録の承認

(池野和己 教育長) それでは、「日程第2 令和3年第3回臨時会会議録及び4月定例会会議録の承認」についてでございます。令和3年第3回臨時会会議録及び4月定例会会議録につきましては、事前にお配りして、確認していただいておりますが、修正等がございましたらお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

~委員全員から「なし」の声~

(池野和己 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、令和3年第3回臨時会会議録については小池委員に、4月定例会会議録については中野委員に、それぞれご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第3 会議録署名委員の指名」を行います。本定例会の会議録署名委員は、大塚委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(大塚崇行 委員) はい。

日程第4 議案の審議

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第4 議案の審議」を行います。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は6件でございます。「議案第26号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」及び「議案第27号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」につきましては、市議会に提出することとなる案件で最終的な意思決定前の情報であるため、非公開の会議として審議を公開しないこととしたいと存じま

す。「議案第28号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」につきましては、市議会へ提出することとなる案件であります。すでに公布され、公表された政令改正と同様の改正を行うものであり、市民に不正確な理解や誤解を与えるといった恐れがないことから、この議案は会議を公開することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、議案第26号及び議案第27号につきましては、会議を公開しないものとして、決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、議案第28号から議案第31号までの審議を行い、協議事項、報告事項及び今後の日程報告を行います。その後、傍聴の方に退室いただきまして、非公開の会議として、議案第26号及び議案第27号までの審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、「議案第28号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 議案第28号につきましては、松木学校保健課長が説明申し上げます。

○議案第28号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

(松木ヒロシ 学校保健課長) 「議案第28号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。議案書の4ページ、5ページをお願いいたします。提案理由でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので提案するものでございます。

次に、改正内容でございますが、別冊議案資料の5ページをご覧ください。今回の改正については、介護補償について、月単位の補償額の引き上げを行うものでございます。改正する補償額につきましては、資料記載の「2 内容」の表のとおりとなります。

施行期日ですが、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するものでございます。また、経過措置についてでございますが、介護補償の補償額の引上げは、令和3年4月1日以後に支給すべき事由が生じた場合にのみ適用し、同日前に支給すべき事由が生じた場合は、従前の例によると規定します。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第28号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第28号 上尾市立学校の学校医、

学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第29号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第29号につきましては、角田生涯学習課長が説明申し上げます。

○議案第29号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

(角田広高 生涯学習課長) 「議案第29号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」でございます。議案書の6ページをお願いします。提案理由でございますが、上尾市公民館運営審議会委員に欠員が生じたため、上尾市立公民館条例第11条第3項の規定により、その後任を委嘱又は任命したいので提案するものでございます。公民館運営審議会は、社会教育法第29条第1項及び上尾市立公民館条例第11条第1項の規定により設置するもので、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議するものでございます。新たに委嘱又は任命する3名の委員の任期は、いずれも令和4年6月12日まででございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第29号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第29号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第30号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 議案第30号につきましては、小林中学校給食共同調理場所長が説明申し上げます。

○議案第30号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

(小林正和 中学校給食共同調理場所長) 「議案第30号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について」でございます。議案書の7、8ページをお願いいたします。提案理由でございますが、昨年委嘱又は任命した12名のうち7名の委員に欠員が生じたため、上尾市立中学校給食共同調理場条例第4条第2項の規定により、その後任を委嘱又は任命したいので、この案を提

出するものでございます。任期は、残任期間の令和4年3月31日まででございます。なお、委嘱につきましては2号委員として中学校PTA会長が2名、6号委員として保健所職員1名の計3名です。任命につきましては1号委員として中学校の校長が1名、3号委員として中学校給食主任3名の計4名でございます。氏名、住所等及び役職名等については、議案書記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第30号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第30号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第31号 上尾市学校施設更新計画基本計画の策定について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第31号につきましては、池田教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第31号 上尾市学校施設更新計画基本計画の策定について

(池田直隆 教育総務課長) 「議案第31号 上尾市学校施設更新計画基本計画の策定について」でございます。議案書については、9ページをお願いいたします。提案理由でございますが、新たな学校環境を必要とする取組に対応する施設整備と学校施設の老朽化状況を踏まえた学校施設の効率的・効果的なマネジメントを目指し、「持続可能な教育環境づくり」を推進するため、上尾市学校施設更新計画基本計画を定めたいので、この案を提出するものでございます。

基本計画については、これまで1月定例会からご協議いただき、市民コメントの実施を挟み、一部修正を加えて、前回の4月の定例会において、継続の案件として協議をいただいたものでございます。そして、委員の皆様からのご要望を受けて、過日実施させていただきました勉強会において、基本計画に対するご理解を深めていただいたものと存じます。本日提出いたしました計画は、5月17日に市内の検討組織である「上尾市個別施設管理基本計画等評価委員会」の承認を経て、本日の議案提出したものでございまして、本日は策定に当たってのご審議をいただきたいと存じます。

最初に、本日配付しております資料でございますが、5点配付してございます。①上尾市学校施設更新計画基本計画(案)。②上尾市学校施設更新計画実施計画(案)。なお②につきましては、この後の実施計画の協議において使用いたします。③上尾市学校施設更新計画基本計画【概要版】。④ご意見・ご要望に対する考え方。なお④につきましては、4月定例会以降に委員の皆様から頂戴したご質問等に対する考え方をまとめたものでございます。⑤市内小中学校校舎耐用年数一覧。以上の5点でございます。

それでは、説明に移りますが、最初に、前回4月の定例会における協議後に頂戴したご意見、ご質

問に対する考え方や回答について、主な部分を抜粋してご説明させていただきます。資料①、④をご用意いただきたいと存じます。

最初に、資料④のナンバー１と２では、ともに「計画の内容について、わかりやすく説明してほしい」とのことですが、これまでの私から説明させていただく機会におきまして、重要な部分であるこの計画の「目的」、「目標」や「計画策定の背景」の部分の説明が不足していたこともあり、委員の皆様がご理解しにくかったことと思われまふ。申し訳ございませんでした。過日の勉強会でも触れさせていただきましたが、本日も基本計画について、改めて一通り説明させていただきます。また、策定後におきましては、地域において市民に対して説明する機会を設けてまいります。また、「目的」、「目標」や「計画策定の背景」の部分についても丁寧に説明をして、ご理解いただくことができるよう努めてまいります。

続きまして、資料④のナンバー７では、「計画策定の背景」に係る記載について、「教育内容」「教育環境」といった視点からの記載がないことのご指摘でございます。ご指摘のとおり、第一に考えなくてはならない大切な部分に触れておりませんでしたので、「教育振興基本計画」と関連付けた上で、「教育内容」「教育環境」といった視点からの記載を加えてございます。基本計画書の１ページ、２段落目では、「一方で、上尾市の教育関連の最上位計画である『上尾市教育振興基本計画』では、小中一貫に向けた教育や主体的・対話的で深い学び、インクルーシブ教育の推進、コミュニティ・スクールの充実を掲げており、これらの新たな学校環境を必要とする取組に対応する施設整備を行う等、将来世代も含めた子供達へ計画的に学校教育を展開していく必要があります。今後は、少人数学級を見据えながら、将来の児童生徒数に合わせた施設整備のほか、地域活動等に有効な公共財産活用の検討も同時に行っていく必要があります。」と記載いたしました。

続きまして、資料④のナンバー１４では、例えば、築年数や耐用年数、建築様式、長寿命化の適否等についての状況等の施設の実態を知りたいとのことでございます。これについては、本日、資料を配付させていただいております。

資料⑤をお願いいたします。この資料は、市内３３校の延べ床面積１００㎡以上の施設についてまとめたものでございまして、学校ごとに校舎、体育館、プールなどの施設について、それぞれ鉄筋コンクリート造などの構造種別、建築年、耐用年数、そして右端に延命の可否を○・×で記載してございます。なお、施設は全部で１７０ございます。また、耐用年数の部分についてピンクで着色しているものは、当該学校で最初に耐用年数を迎える棟の年度を示しております。ここで記載しております延命の可否の判断でございますが、○が記されている建物についてはコンクリートの状態が健全な躯体で、上尾市ではプラス１５年の利用できる基準としてございます。この延命化の可否の判断については、別にご質問も出ておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

資料④のナンバー１８では、どういう内容をもって長寿命化が適さないと判断しているのかというご質問に対する右側の事務局の考え方として、「コンクリートの強度や中性化予測深度の状況を踏まえ、長寿命化の適否を判断しております」と回答しております。コンクリートの強度、中性化について簡単にご説明いたしますと、強度については、調査のために抜き取ったコンクリートに機械で圧力をかけて試験を行い、文部科学省が示している基準（ 13.5 N/mm^2 ）と照らし合わせて判断しております。中性化については、コンクリートというものは強アルカリ性の状態を保つことで強度を保持しております。しかし、空気中の二酸化炭素がコンクリートの表面に接触すると、化学反応を起こして、アルカリ性から中性化が進行していくこととなります。そして、その中性化が進むと、コンクリート内の鉄筋に対して大きな影響を及ぼし、鉄筋部分まで侵食すると鉄筋に錆が発生し、その錆からくる膨張、そして鉄筋の膨張によるコンクリートのひび割れにつながります。さらに、その「ひび割れ」から水が浸入し、錆の速度を加速させたり、鉄筋を腐食させたりもします。そして、ひび割れ

が進行すると、建物内に水漏れを起こしたり、コンクリート自体が表面剥離したり、コンクリートが崩落する危険性もあり、鉄筋の腐食はコンクリートの耐荷力も低下させることとなるため、中性化が進むとそのまま建物を利用することには危険があるということでございます。中性化の調査については、強度の調査と同様に、コンクリートを抜き取って実施をし、基準耐用年数経過時の中性化予測深度が30ミリメートル未満となっているか否かで判断してございます。市内の学校では、過去、耐震診断を実施した際に、建物の躯体のコンクリートの強度と中性化の深度について調査を実施しており、その結果から、建物ごとに経済的に長寿命化できるか否かの判断しているものでございます。

続きまして、資料④のナンバー15では、小規模校や大規模校の問題についてのご質問でございます。考え方といたしましては、判断の基準はやはり学校教育法施行規則などの国が示す法令を踏まえた形での基準設定をしてございます。少人数学級についても考え方は同じでございます。自治体として少人数学級の施策を打ち出す自治体もございしますが、計画において採用する基準としては、やはり大きな判断基準として法令に示されている児童生徒数を採用して計画策定してございます。なお、現状の計画においては、プラン作成の段階において法令が改正されていなかったため、本年3月の小学校2年生からの段階的な35人学校の移行については反映しておりませんが、段階的な35人学級の移行を想定して改めて必要な教室数などを試算した結果、計画時に3教室分の余裕を持たせていたため、計画の修正が必要となる影響はございませんでした。

資料①の53ページをお願いいたします。巻末資料といたしまして、改正後の35人学級移行を含めた学級数の見込みを掲載してございます。縦軸に学校名、一番下に合計を、そして横軸に令和3年度から7年度までの学級数の見込みを記載してございます。令和3年度は小学校22校で346学級でございますが、全学年に35人学級となる7年度には357学級となる見込みであります。11学級増加となっておりますが、計画上は余裕を持たせて教室を設計しているため、計画の修正が必要となる影響はなかったというところでございます。裏面には中学校を記載してございますが、法令上、中学校の35人学級は決定しておりませんので、法令に従い40人学級での試算となっております。結果としましては11校で8学級の減少となる見込みでございます。

今後は、国における教育制度の改変により、計画を見直す必要が生じることも想定されますし、児童生徒数についても、今回のコロナの影響で出生率の大幅な減少が想定されている中でその減少については今回の計画には見込んでおりませんので、計画策定後も、さまざまな要素の変化を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを図っていく考えでございます。

また、市民コメントの中では、学校の統合による学校規模の拡大が少人数学級の流れと逆行するという意見が見受けられます。学校規模の問題については、大規模校及び小規模校にそれぞれメリットがある一方でデメリットもあります。児童生徒への目の行き届き方、集団生活の形成、縦のつながりなどは大規模校と小規模校が相反した意見となっております。また、教員の配置や負担などの学校運営上もメリット、デメリットもございます。学級編成上、統合により少人数学級でなくなるということはございませんが、地域の説明会では、適正化のメリット、デメリットなどを丁寧に説明してまいります。

続きまして、資料④のナンバー16、17では、統合による通学区域の拡大に伴う児童生徒の安全確保についてのご意見でございます。ご意見のとおり、通学区域の設定に当たっては、最優先に児童生徒の安全を考えなくてはならないものでございます。

資料①の20ページをお願いいたします。法令上の区域の距離の基準については、小学校4km、中学校6kmと定められておりますが、計画においては、「意見やアンケートの回答を踏まえて、小学校、中学校ともに『1.5kmから2.0km以内』を本市における徒歩通学の目安とします。再編を機に徒歩通学の距離が、上記の徒歩通学の目安よりも長くなる場合は、自転車通学やスクールバス

の運用等、児童生徒の負担軽減や安心安全を考慮し、他の通学方法についても協議を行います。」と記載しております。また、巻末資料として、各学校からの直線2 kmの範囲を地図上でお示ししております。実際に通学する距離としては2.0 km以上となることは認識しておりますし、距離では測れない地域の実情などがございますので、通学路や通学方法の協議に当たっては、児童生徒の安全や負担軽減を最優先に考えて、保護者や地域の皆様と協議してまいります。

続きまして、資料④のナンバー20では、複合化に向けた基本的な考え方についてのご質問でございます。資料①の31ページをお願いいたします。学校施設の更新に当たっての他の施設との複合化の方向性について、新しい学校を作る際に、地域の拠点としての施設とするためにも、ページ中段枠内に記した方向性を基に、他の機能の複合化を検討してまいります。具体的には、子供の放課後活動機能、生涯学習・スポーツ・健康活動機能、災害時の避難所としての機能などを付加する方向で検討してまいります。現時点では、個別具体的なお示しはできませんが、地域のご意見を踏まえ、他部局との調整を図り検討してまいります。

最後に資料④のナンバー22では、小中一貫教育についてのご意見を頂戴してございます。考え方といたしましては、「先進都市における実施の成果や課題、将来の学校像など、中長期的な視点などを踏まえ、十分な協議に努めてまいります。」とし、教育委員会のシミュレーションの段階では、小中一貫一体校として位置付けて、同一の敷地内での施設更新をプランとして考えておりますが、学校種別として、義務教育学校とするのか、小中の一貫教育とするのかについて、方向付けはしておりませんので、その上尾市の方針を決定する必要がございます。令和4年度中に方針決定ができるよう検討に入っております。

以上、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見、ご質問の回答に関するご説明でございます。

次に、基本計画案全体について、最後に改めてご説明させていただきたいと存じます。資料③をお願いいたします。

はじめに、計画策定の背景でございますが、大きく4点ございます。一つ目が児童生徒数で、児童数が2万3千人から1万8百人、生徒数は1万1千人から5千6百人となり、ピーク時の半数程度となっている現状があり、今後はさらに減少することが想定される状況でございます。二つ目が校舎等の老朽化で、現在の校舎の70%以上は児童生徒数の増加に合わせ、昭和40年～50年に集中して建設したため、建築後40年以上経過し、老朽化対策が必要となっている状況でございます。三つ目が、多くの校舎等が建設された時代から年月が経過したことで老朽化が進むとともに、時代に即した新しい教育環境を整備する必要性も出てきております。資料記載のもののほか、近年建設した富士見小などではオープン教室を採用しておりますし、建設当時想定できなかった電子黒板を中心とした授業形態に変化する中で、大型モニターの設置や教室のICT化対応についても考慮するなど、新しい教育の形に対応するための環境整備が求められております。最後、四つ目が公共施設マネジメントの推進で、今後の児童生徒数の減少に合わせ、公共施設の質と量の適正化を図り、安心安全で持続可能な公共施設の維持を実現することが求められております。

このような背景のもと、計画の目的として、新たな学校環境を必要とする取組に対応する施設整備や学校施設の老朽化状況を踏まえた学校施設の効率的・効果的なマネジメントを目指し、持続可能な教育環境づくりを推進するため、本計画を策定したものでございます。

本計画の計画期間及び対象でございますが、令和3年から37年までの35年間、市内の小学校22校と中学校11校の計33校が対象となります。

続きまして、計画の目標として、大きく2点ございます。目標の一つ目が、持続可能な教育環境づくりを教育環境整備におけるコンセプトとして、「適正な学校規模づくり」、「利用しやすい教育環境整備」、「施設の健全化と複合化」の3点をこれからの学校施設のあり方として掲げ、教育環境整

備の充実を図ることでございます。それぞれ具体的なイメージといたしましては、「適正な学校規模づくり」では、学区調整や学校再編により学校の適正規模化を推進すること。「利用しやすい教育環境整備」では、改修・改築時において、教育環境面や施設利用面に対応した時代に即した施設整備すること。具体的には、主体的で対話的な学び、インクルーシブ教育、小中一貫教育、コミュニティ・スクール等に対応した施設の整備や高断熱仕様の整備や施設のバリアフリー化などが考えられるところでございます。「施設の健全化と複合化」では、長寿命化改修や改築により施設の健全化を図るとともに、改修・改築時には教育上の効果をはじめ、地域の拠点や防災機能を踏まえた施設整備をして参ります。

目標の二つ目でございますが、公共施設マネジメントの考え方のもと、令和37年度まで教育環境の充実と公共施設マネジメントの両面からバランスのとれた学校施設の更新を目指すことでございます。避けては通れない人口減少と少子高齢化が進行する時代が到来する中、上尾市として策定した「公共施設等総合管理計画」のもとに、施設総量や更新コストの縮減を図り、この時代だけでなく、私たちの次の世代、さらにその次の世代に、負担や懸案を残すことが無いよう、長期的な視点をもって、行政運営を考えなくてはならない一方で、教育環境の充実を図ることは、上尾市だけでなく国全体の最重要な課題であるといっても過言ではないことは、私たちも認識しているところでございます。資料で「秤の絵」を使ってお示ししているとおり、この「公共施設マネジメントの推進」と「教育環境の充実」のバランスを取りながら、上尾市の小中学校の更新を進めていくことを、難題ではございますが、この計画で目指しているものでございます。

以上の背景のもとに、「持続可能な教育環境づくり」という目的に向けて、掲げた目標を達成するために、「新しい学校づくり検討エリア」を設定し、新しい学校づくりに向けた協議として、エリア単位で学校施設の更新等を検討していくことを計画しております。

具体的には、上尾・大谷エリア、平方エリア、原市エリア、大石南エリア、上平エリアの5か所の各エリアで、主な協議内容として学校再編や施設の複合化、跡地利用、地域拠点や防災拠点の役割などの協議を予定しております。また、協議にあたっては、地域住民や保護者、学校関係者と行政が協働して検討を行い、合意形成を図りながら、新しい学校づくりを進めてまいります。33の個々の小中学校の更新の方向性としては、事務局がシミュレーションした「学校ごとの再編案」をお示ししてございます。着色した学校は「新しい学校づくり優先検討対象校」としてエリアごとに協議を行う学校を表し、着色なしの学校は単独更新を行う学校を表してございます。

最後に、資料③の裏面で学校ごとの学校施設更新の全体行程表をご説明します。新しい学校づくり優先検討対象校は赤色の矢羽、建物更新校が青色の矢羽になっております。学校施設の更新にあたっては、概ね検討・判断までに5年、実施に5年の10年計画で考えております。いずれも学校施設の更新時期に合わせて、検討判断を行うスケジュールとしております。具体的には、学校再編の方針をはじめ、学校規模や校舎の配置、必要な機能を基本計画として5年を目途に策定してまいります。令和3年度から平方・原市・大石南エリアの3か所、令和5年度から上尾・大谷エリア、上平エリアの2か所で検討協議会を立ち上げ、新しい学校づくりに向けた協議を進めて参ります。

今後のスケジュールといたしましては、自治会連合会やPTA連合会などに対して本計画の説明を行うとともに、7月に地域別説明会を各公民館6か所で合計13回開催する予定でございます。そして、令和3年度は、平方・原市・大石南の3つのエリアにおいて、9月を目途に新しい学校づくりに向けた検討組織を設立し、新しい学校づくりの協議を進めていく方針でございます。

なお、国における教育制度の改変により計画を見直す必要が生じることも想定されますし、計画策定後も計画に影響を及ぼす要素の変化が生じることも考えられます。そして、地域での協議を通じて、ご意見を頂戴しながら、必要に応じて計画の見直しを図っていくことがあることを申し添えいたしま

す。

また、委員の皆様からは、丁寧にわかりやすく説明して欲しいとの声も上げられておりますので、地域での丁寧な説明に努め、その協議の状況などについては、定期的に教育委員会において、報告させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第31号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(内田みどり 委員) 大変な計画だと思しますので、皆さんで考えていきたいことであると思います。最後に、計画の説明会を地域で行うとのことでしたが、地域の方では統廃合の話がメインになって話が広がってしまっているように感じました。その状況の中で、説明会がこの回数でよいのかなと少し不安に思っており、市民の皆さんによく理解していただくために、もっとたくさんの方に説明の内容を聞いていただけたらと思います。

(池田直隆 教育総務課長) 各地域での定員については120人を予定してございます。また、策定後にはホームページ上に、計画の概要を説明する30分程度の動画を掲載して周知を図っていく予定でございます。そのようなことも含めて周知を図っていく予定でございますが、説明会を実施した上で、足りないというようなご意見があるような場合には、改めて説明会の開催を検討していきたいと考えております。

(内田みどり 委員) ぜひ市民の皆さんの話をよく聞いていただき、また皆さんの意見も取り入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(小池智司 委員) やはり住民の皆さんから寄せられた市民コメント見ても、統廃合や上尾市の財政として最初から35%から削減などを捉えて、金額ありきもしくは金額に対する計画というように考えているところが見受けられますので、それについて誤解のないように、よく説明が必要に思います。どうして統廃合するのか、建物の耐久年数の状況を踏まえて、どのように更新していかなければならないのかということについて、十分な理解が得られるような説明会をお願いしたいと思います。また、市民の皆様を理解をいただくとともに、ご意見があるようでしたら、その意見を十分に吸い上げていただき、これからの実施計画にも反映していただければと思います。

もう一点としては、小中一貫教育について、市民コメントの中にもありましたが、私も小中一貫校と聞くと、進学校のような偏りがあると思われるところがありますので、その小中一貫校と単独更新校とで教育の格差がないように注意をして更新計画を検討いただければと思います。

(池田直隆 教育総務課長) まず小中一貫校についてですが、先ほども説明いたしました通り、この方向性はまだ教育委員会としても決定してはございません。小中一貫・一体校として、同一の敷地内に作るということを想定して計画に記載しておりますが、義務教育学校についてはメリットやデメリットがあると思います。先進的に取り組んでいる春日部市などを視察させていただきながら、また様々なご意見をいただきながら、どのような形がいいのか検討してまいります。

また、総量の縮減など必要な予算や費用の削減が先行してしまっているというご意見もあるということをご認識してございます。これまでの説明の中で、そちらの方を中心に説明してしまったことからそのような誤解を招いている部分がございますが、先ほどの説明の中でも「秤の絵」を使ってお示

しましたように、両方のバランスを取りながら進めていかなければならないものであると思います。後世の時代に負担を残しても問題がございますし、子供たちのことを考えればどのような教育が大切なのかということもしっかり踏まえながら検討してまいります。

（大塚崇行 委員） 私どもの質問に対してもしっかりと答えていただきながら修正をいただきました。ありがとうございます。この計画は、35年先までのことを考えていく大変に難しいものであると思いますが、まずは第一に上尾の子供たちのためにということ掲げていただき、先月にもお伝えしましたが、その次にお金の面などでの上尾市としての全体のマネジメントも考えていかなければ、その先に辿り着けないということもあると思いますので、そのようなことも十分に考えるべき計画ということだと思います。

こちら基本計画の資料は大変細かく作っていただいております。例えば、資料23ページの「評価結果の整理」というところで、大石南中学校や平方小学校などが、ハード面ソフト面で非常に低い点数となっておりますので、言い方が悪いかもしれませんが、この先々悪い環境の中で、これらの学校の児童生徒達が学ばなくてはいけないということが現実になってしまいますし、これをそのまま放っておくというわけには絶対にいけないというようにも思います。

また、資料13ページに「児童生徒数の推移・推計」がありますが、コロナの影響もありますので、間違いなくこの表よりもっと児童生徒数が減ってくるのではないかとこのように私も思います。今後の施設の老朽化や子供達の減少を考えますと、この問題を先送りにすれば負の遺産として未解決の問題を次世代に残すことになっていきますので、そのようなことがないように今できることをしっかりと今決めていかなければならないというように思います。地域の方々にはしっかりと説明をしていただき、そのような事情があるということも理解いただきながら、そのような中で進めていただければと考えますので、よろしく申し上げます。

（池田直隆 教育総務課長） 23ページの評価結果についてご意見をいただきました。番号の若い方の学校には、施設な問題があるという指摘されているということでもございまして、このまま使っていけば問題があるということになってしまいますので、教育委員会としては、しっかりと保全計画を立てまして、使う間は問題がないような形に整備していく予定でございます。

（中野住衣 教育長職務代理者） まず一点目として、1ページの記述について、段落を入れ替えただうえで、その全段の文章を順番に捉えて背景（要旨）としてまとめが記載され、とてもわかりやすくなったというように思います。これから説明会が始まりますが、本日に至るまで、市民コメントで上がってきた声を反映させたり、私たちの質問に丁寧に答えていただいたり、そのようなステップを踏んできた中で、また新たな資料も出てきておりますし、資料が随分わかりやすくなっており、これからの説明会に向けた準備も進んできたなというような実感を受けています。その1ページのところで、第1章の章題が計画の目的となっておりますが、この章に書いてあることの中で、この背景が私はとても大事だと思っていますので、この章題は、計画の背景・目的というように改めた方がよいのではないかとと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

次に二点目として、1ページの二段落目の記述について、この文章が少し長くてわかりづらいと私は思いました。具体的には、これらの新たな学校環境を必要とする取組に対応する施設整備を行うということですが、今求められている新たな学校環境として、すでに小中一貫に向けた教育や主体的対話的な深い学び、インクルーシブ教育、コミュニティ・スクール等のことがその前にすでに書かれていますので、この後はこれらということによってそれを受けていますから、これらの新たな学校環境に対応

するという記述の方がすっきりするというように思いましたが、その点についてもいかがでしょうか。

最後に三点目として、この文章中のこどもの表記について、漢字とひらがな表記が混在している部分がありますので、再度確認いただければと思います。

(池田直隆 教育総務課長) 章題について、ご指摘の通り背景は重要な部分だと思いますので、計画の背景・目的という形に修正させていただきたいと思います。また、2段落目の表現につきましても、同じようなことを記述していますので、ご指摘の通り修正させていただきたいと思います。また、こどもの表記についても、全体を再度見直しさせていただき、修正させていただきます。

(池野和己 教育長) 中野委員からご指摘いただいた部分につきまして、再度事務局内で、全体を確認して、説明会等でよりご理解いただけるような表記になるように改善を図っていただきたいと思います。

(谷島大 委員) この計画の中には学校の統廃合が含まれていますので、直接的に学校を利用する児童、生徒やその保護者だけでなく、地域の方にも大きな影響を与える計画であると思います。今後、説明会の場で説明するとともに、その後優先エリアごとに新しい学校づくりの協議会を立ち上げていくと聞いていますが、その会議の進め方や地域の意見の反映の仕方について、まずどのような地域の方の参加いただくのか、またその会議の内容はどのように周知しようとしているのか伺います。

(池田直隆 教育総務課長) エリアごとの会議体の構成については、学校、行政、地域住民の3者を想定し、具体的には、学校長、保護者、地域の自治会などをお願いし、人数は15人から20人程度の会議体を予定しております。会議の議事につきましては公開し、今検討している内容としては、会議の結果を各地域の回覧などでお知らせして、電子媒体も使いながらご意見を頂戴し、ご意見を反映させていくということを考えております。

(中野住衣 教育長職務代理者) そのエリアごとの会議体については、地域の保護者にも入っていただくということですが、必ずそのエリアの学校に通っている児童生徒の保護者から何人か入るように人選するというのでしょうか。

(池田直隆 教育総務課長) エリアで考えていきますと複数の学校が関連しますので、それぞれの学校の保護者に入っていただくように考えています。

(中野住衣 教育長職務代理者) 我が子が通った学校など地域の学校に対する地域住民の愛情は非常に大きいと思いますので、ぜひ、それぞれの学校の保護者の皆様の声も吸い上げていただきたいと思いますので、会議参加について進めてもらいたいと思います。

もう一点、施設更新全体行程表について、地域説明会の時に、例えば最初の5年間に具体的にどのようなことをするのかということを細かいものがあれば、イメージが具体化すると思います。この基本計画と行程表自体が模擬的なシミュレーションを行い作っていると思いますが、さらにそれがあると市民の皆様からも今後新たな意見が出てくるのではないかと思いますので、検討をよろしく願います。

(池田直隆 教育総務課長) 確かにこの行程表は抽象的で何をするのが見えない部分がございますが、

35年間という長い期間を見通すためにこの表を作成しております。この後、協議として実施計画をご説明しますが、この実施計画の中では、学校・校舎ごとに何をやるということをお示しする形になっていますので、地域説明会でもこちらを示しながら説明を行ってまいります。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第31号 上尾市学校施設更新計画基本計画の策定について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

日程第5 協議

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第5 協議」です。本日予定しております協議事項は、1件でございます。協議事項についての説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 「協議1」につきましては、池田教育総務課長よりご説明申し上げます。

○協議1 上尾市学校施設更新計画実施計画(案)

(池田直隆 教育総務課長) 協議事項「上尾市学校施設更新計画 実施計画(案)について」でございます。先ほど、学校施設更新計画基本計画の策定について、審査、策定の決定をいただいたところでございますが、基本計画で定められた学校施設の整備・維持管理等の実行を目的として、5年間の計画として「実施計画」を策定するものでございます。イメージとしては、漠然とした先ほどの「基本計画」を個別具体的に示した直近5年間の計画と考えていただければと思います。

学校施設更新計画実施計画(案)では、計画の目的、学校施設更新等実施行程表(アクションプラン)の2章立ての構成となっております。

1ページでは、先ほどご説明した目的の記載や、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間としてございます。アクションプランの管理は上尾市教育委員会で実施し、進捗状況の評価については、個別施設管理基本計画等評価委員会で評価していただきます。また、進捗状況の評価結果は、上尾市教育委員会のホームページで公表します。

2ページでは、アクションプランの分類として「(1)新しい学校づくり優先検討エリア対象校」と「(2)建物更新校」とに分けて、アクションプランを実施します。まず、「新しい学校づくり優先検討エリア対象校」では、基本計画に定めるとおり、平方エリアのほか、原市、大石南、上平エリア、上尾・大谷エリアの5か所、20校が新しい学校づくり優先検討エリア対象校として、エリア単位で学校施設の更新等を検討します。例えば、平方エリアでは、太平中学校、平方東小学校、平方北小学校、平方小学校の学校再編を念頭に、エリア単位で学校施設の更新等を検討します。次に、3ページでは「建物更新校」として、表の13校は個別の学校施設ごとにアクションプランを作成します。

4ページでは、アクションプランの内容として、「(1)新しい学校づくり優先検討エリア対象校」では、図表2-2の通り、検討から判断の段階として、ステップ1から4までを、5年間かけて新し

い学校づくりの基本計画を策定し、その後、基本設計や実施設計などの建設工事の実施に移行します。

5 ページでは、校舎単位のアクションプランで、「(1) 新しい学校づくり優先検討エリア対象校」と「(2) 建物更新校」に共通するものとして、図表 2-4 の通り、校舎単位で具体的な取組内容を示すものでございます。また、「3 各学校におけるアクションプラン」の 2 行目に、このアクションプランは、コストの平準化を検討した【巻末資料 2】学校ごとの再編・改修シミュレーションを基に第 1 期の 5 年間について、具体的な取組内容を記載していると記載してございます。この実施計画は基本計画を個別具体的に示した直近 5 年間の計画であり、35 年間の計画のうち最初の 5 年間にフォーカスして計画しているものでございます。このことを付記するとともに、長期的な視点からの理解の一助となるよう、巻末の資料として、35 年間の更新行程のシミュレーション結果をお示ししてございます。そして、社会情勢や財政状況を考慮し、改修設計、改修工事については、コンクリート強度・中性化予測深度の状況等をふまえて実施時期を判断することも記してございます。

それでは、この実施計画の肝となる「各学校におけるアクションプラン」を 6 ページ以降に記載しており、まず 6 ページから 10 ページにかけては、新しい学校づくり優先検討エリア対象校についてのアクションプランを掲載しております。11 ページから 14 ページにかけては、建物更新校についてのアクションプランを掲載しております。

例を挙げて説明いたしますと 6 ページでは、平方地区の「新しい学校づくり優先検討エリア」を示しておりますが、表の上の青の矢羽根でお示ししているのが「エリアのアクションプラン」でございまして、この 5 年間ではステップ 1 からステップ 4 までの「検討～判断」をする期間と定めるとともに、各校舎のアクションプランとしては、白と赤の矢羽根で「維持・保全」を示しております。太平中学校においては、体育館のみ耐用年数の関係から 2 年間の「更新・検討」の時期を経て、基本設計、実施設計と計画しているところでございます。

本定例会は協議事項としてご提示させていただき、ご意見を頂戴した上で、来月の定例会において、議案として提案させていただき、採決いただければと存じます。実施計画の説明は以上でございまして、よろしくお願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。協議 1 について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(谷島大 委員) 巻末資料①に各施設の目標耐用年数の一覧と巻末資料②の全体行程シミュレーションを見ますと、例えば資料②で示される大石南中学校、上平北小学校、南中学校の再編年度は、資料①の目標耐用年数到来年度よりも 5～6 年程度前倒しになっています。これは、体育館の耐用到来年数到来年度なども踏まえて、この時期を検討されたと思いますが、今回の実施計画の中では、体育館の耐用到来年数年度が入っていません。これから長くに検討していくうえで、施設の再編のタイミングに影響を与えるような施設である体育館も、この実施計画に載せてあったほうがわかりやすいと思います。なぜ体育館単独棟は表から除外されているのでしょうか。具体的に、例えば大石南中学校の校舎の耐用到来年数年度が 2036 年になっていますが、再編時期が 2031 年分になっています。体育館が 2036 年よりも前に耐用年数が到来することが理由だと思えますが、この体育館の耐用年数到来年度が書かれていないので、わかりづらいというように思います。

(池田直隆 教育総務課長) 見やすい形で検討させていただきます。

(池野和己 教育長) この実施計画も、基本計画と同じように体育館の耐用年数到来年度をわかりやす

いような表記になるよう再度検討を行って、次回提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(小池智司 委員) 巻末資料②のシミュレーションの中で、太平中学校と上平中学校の体育館が、2020年度から黄色で囲われています。この体育館の耐用年数到来年度があと数年に迫っている中で、更新検討から判断や更新実施を短い期間の中で行うということですが、これらは実際に2020年度から更新検討が進められているのでしょうか。

(池田直隆 教育総務課長) 昨年度には更新検討は進んでおりません。今年度から検討に入っております。

(小池智司 委員) 太平中学校の体育館は今後2年程度で耐用年数が到来して、更新ができない建物になっていましたが、この2年間の中で判断をして、更新をどうするかということでしょうか。

(池田直隆 教育総務課長) 太平中学校につきましては、エリアごとの協議を最初に行っていくこととなりますのでその中で協議してまいります。上平中学校につきましては、3年後に耐用年数を迎えますので、今年度からコンクリートの状態の調査を行い、延命ができるのかを確認したうえで検討を始めるというところでございます。

(大塚崇行 委員) 4ページのアクションプランの内容の中で、新しい学校づくり優先検討エリア対象校のアクションプランがありますが、ステップ1からステップ4まで実施することになっていますが、これらのステップがどの段階まで考えるのかというところがちょっとわかりづらいと思いました。それを具体的に表現すれば、太平中学校や上平中学校で近くに耐用年数が到来しますので、そこに当てはめたような例を計画の中で記載してもらえれば、その理解が早まると思います。これからというところもあると思いますが、この計画は具体的な実施計画でありますので、ぜひこの中でわかりやすく示していただければと思います。

(池田直隆 教育総務課長) 理解しやすい表現について、1か月の中で検討させていただきたいと思ひます。

(内田みどり 委員) 地域説明会においては、先ほどの基本計画と別に実施計画と分けて説明を行うということでしょうか。

(池田直隆 教育総務課長) 両計画とも説明会の時には公開されておりますので、この実施計画の内容も説明会の中で話に出てくると思ひますし、地域の中では、実際には実施計画の話が中心となるとも思ひます。

(内田みどり 委員) 別々の資料としてあると、別々のものとして市民の方が感じてしまうと思ひますので、これらの計画は並行して考えていくという考え方でよろしいのですね。

(池田直隆 教育総務課長) 策定の時期が、今月と来月とで異なりますが、計画としては繋がっていて、さらに細くなっているものですので、両方を説明させていただきたいと思ひます。

(中野住衣 教育長職務代理者) この実施計画の中にアクションプランという言葉がよく出てきます。このアクションプランとは何かということを考えながら読みますと、1ページのところに書いてあるように、アクションプランとは学校施設の整備維持管理の個々に応じた実施内容なのかなと言うように思いました。また2ページの中では、実施行程表(アクションプラン)と書いてありますので、実施行程表のことをアクションプランと呼んでいるというようにここでは考えました。そのあと4ページでは、アクションプランの内容として、三つに分かれ、その表の中にもアクションプランという文言が入っていますが、それらが何を意味するのかということが分かりませんでした。まずこのアクションプランという言葉について説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務課長) アクションプランは、行動として何をするかということを示しているものですが、言葉としては、上位計画であるマネジメント計画で使っているアクションプランという言葉そのまま使っているような状況でございます。この上位計画との整合性も考えますと、アクションプランという言葉を変えることは難しい部分がございますので、補足的な説明を加えるようなところで検討していきたいと思えます。

(中野住衣 教育長職務代理者) それがあはっきりしないと、この実施計画の理解が難しいものになると思えますので、ぜひご検討をお願いします。4ページのアクションプランの内容に関する説明文章の中で、アクションプランという部分が、繰り返し使われています。例えば(1)と(2)の説明文章を極端に言えば、アクションプランはアクションプランですとなっています。これは二重に書かれていてわかりづらいので、そこのところも考えていただきたいと思えます。

それから、二つ目として、図表の2-2と2-3の下に※印で体育館のことが書いてありますが、※というものは一般的に文章の注釈や章末のコメントに使うものであって、ここに※印で体育館のことについて書いてあるのは適切ではないように思いました。

また、三つ目として、4から5ページにかけてアクションプランの内容が三つに分類され、(1)新しい学校づくり優先検討エリア対象校のアクションプラン、(2)建物更新校のアクションプラン、(3)校舎単位のアクションプランとあります。この(3)校舎単位のアクションプランは、この(1)と(2)に共通して入ってくるものであって、ここにそういう形で分けて記載するのは分かりづらいというように思いました。(3)には校舎単位の取組内容が書かれていますので、アクションプランという言葉を整理していただければその意味合いがあはっきりしてくると思えますので、よろしくをお願いします。

(池野和己 教育長) 特に、アクションプランという言葉をしっかり理解していただけるような形で再度見直しをして検討したいと思えます。ありがとうございました。

(中野住衣 教育長職務代理者) これから地域説明会等でこれらの説明資料をもとに説明されると思えます。今後直近5年間の実施計画を示していただきましたが、どこの学校のどの校舎を具体的に何をするのかというのがやはり抽象的のように思えます。体育館の更新がこれからすぐに協議していくという話も出ましたが、この4ページと5ページの中に具体的に示すことができれば、もう少し見えてくると思えますが、そのことについてはいかがでしょうか。

(池田直隆 教育総務課長) 5ページ記載の「3. 各学校におけるアクションプラン」の内容が6ペー

ジ以降になっており、この部分で個別具体的に今のご指摘の内容を示しているという状況でございます。

(中野住衣 教育長職務代理者) それも理解して読み進めましたが、この各学校におけるアクションプランの内容が5ページまでの説明と照らして見ても、よくわからないように思いました。

(小林克哉 教育総務部長) 今ご指摘をいただいたところにつきましては、わかりやすい表記などについて、どのようなことができるかということにつきましては、次の定例会までに検討させていただいて、お答えさせていただければと思います。いずれにしましてもわかりやすい表記は必要ですし、地域についても当然同様の説明が必要だと思っております。

(池田直隆 教育総務課長) 本日いただきましたご意見につきましては、反映させながら次回議案として提案をさせていただきますが、本日の会議が終わった後にもまたご不明な点やご意見が出てくることもあろうかと思っておりますので、来週中にご意見をいただければ、その反映やご回答をさせていただきますと思います。

(池野和己 教育長) 期間が短く申し訳ありませんが、本日いただきましたご意見の補足やそれ以外のことでご意見ございましたら、計画へ反映させてまいりたいと思っておりますので、事務局の方にご提出をお願いできればと思います。限られた時間の中で大変申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

日程第6 報告事項

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第6 報告事項」です。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 「報告事項1」から「報告事項3」までにつきましては池田教育総務課長より、「報告事項4」につきましては柳川スポーツ振興課長よりそれぞれご説明申し上げます。

○報告事項1 令和2年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について

(池田直隆 教育総務課長) 「報告事項1 令和2年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について」ご報告いたします。報告事項1ページをお願いいたします。昨年度1年間において、教育委員会として後援したイベント、事業などの状況を取りまとめましたので、要綱の規定により報告するものです。別冊の後援名義の承認等の状況をお願いいたします。令和2年度の申請件数は全部で71件でした。昨年度の申請件数が189件でしたので、大幅な減少となっておりますが、これはコロナ禍における事業の実施が見送られたことが大きな要因になっていると考えられるところです。71件の申請のうち、3件を不承認と決定をしております。不承認としたナンバー1と46につきましては、同じ事業についてであり、その不承認の理由としましては、市内を活動拠点として活動を行う団体でないため、要綱に定める主催者の承認に当てはまらないためでございます。また、ナンバー49の不承認の理由といたしましては、複数の事業をまとめて申請がございましたが、主催者が異なる複数の事業であり、個別の事業内容が未確定であったため、不承認と決定をしております。報告事項1の説明は以上でございます。

○報告事項2 令和3年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について

(池田直隆 教育総務課長) 「報告事項2 令和3年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について」ご報告いたします。報告事項2ページをお願いいたします。本年度実施する点検評価につきまして、基本方針を定めましたので報告するものでございます。右側3ページをお願いします。基本的な進め方は昨年度と同様に進めてまいります。スケジュールといたしましては、8月の教育委員会までに評価をまとめて、協議させていただきます。その後、学識経験者による第三者評価をいただき、10月の教育委員会において採決いただきたく予定をしております。なお、第三者評価をお願いする有識者でございますが、昨年度同様に3人の方をお願いする方針でございますが、今後人選を進め、別途報告させていただきます。報告事項2の説明は以上でございます。

○報告事項3 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和2年度の実施状況について

(池田直隆 教育総務課長) 「報告事項3 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和2年度の実施状況について」ご報告いたします。報告事項4ページ、5ページをお願いいたします。本件についても毎年度報告している事項でございますが、昨年度の実績がまとまりましたので、報告するものでございます。令和2年度は203件の公開請求がございまして、公開、一部公開の合計が85件、非公開が118件でございました。その前の年度の申請状況が264件でございましたので、前年度と比較すると61件の減少となっております。請求のあった203件の請求内容と決定内容については、別冊の資料に一覧表にして掲げてございます。この表の3ページのナンバー2-0093の非公開決定については、その後、請求人から当該非公開決定について審査請求がなされ、上尾市情報公開・個人情報保護審査会に対して、諮問し、審査会で審査している状況でございます。なお、報告書の冊子5ページに、教育委員会以外も含めた実施機関ごとの状況を掲載してございます。上尾市全体では763件の申請状況で、その前年度の申請件数は856件でございました。説明は以上でございます。

○報告事項4 上尾市民体育館の利用状況、稼働率について

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 「報告事項4 上尾市民体育館の利用状況、稼働率について」ご報告いたします。7ページをお願いいたします。「令和2年度 上尾市民体育館利用状況」でございます。上段が全体の利用人数で、下段は施設ごとの利用人数となっております。1年間の利用人数は、総計で15万156人、1日当たりでは507.3人で、平成31年度との比較では、47%と大きく減少しております。これは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月2日から全館利用休止したものを、4月1日から引き続き休止したことから利用人数が大きく減少しました。休止期間につきましては、屋外のテニスコートが5月31日まで、トレーニング室を除く屋内施設が6月8日まで、最後にトレーニング室が6月14日まででございました。また、2回目の緊急事態宣言の発令により、令和3年1月9日から3月21日までの期間につきましては、利用時間の制限で午後8時までとしたことにより、利用人数が減少しております。

次に8ページをお願いいたします。「令和2年度 上尾市民体育館の稼働率」でございます。天候に左右されない屋内施設は、例年概ね90%以上の高い稼働率ですが、令和2年度はコロナ禍の影響により80%前後の稼働率となっております。以上報告とさせていただきます。

(瀧澤葉子 学校教育部長) 「報告事項5」から「報告事項8」までにつきましては瀧澤指導課長からご説明申し上げます。

○報告事項5 令和2年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について

(瀧澤誠 指導課長) 「報告事項5 令和2年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について」をご報告いたします。10ページの(1)暴力行為につきましては、小学校の対教師暴力が1件、生徒間暴力が11件、中学校の生徒間暴力が4件ございます。どれも校内で適切に対応し、再発や継続はみられません。

11ページの(2)いじめの認知件数につきましては、小学校は394件で、昨年度比で107件の増加、中学校は100件で、昨年度比で6件の減少となっております。いじめの定義に基づいた積極的な認知や「いじめの見逃し0」が浸透し、各学校が適切に対応している表れと捉えております。

(3)「30日以上長期欠席者数」のうち、「不登校」につきましては、小学校は44人で、昨年度比7人の増加、中学校は209人で、昨年度比5人の増加となっております。不登校児童生徒に対する支援と新規不登校児童生徒を生まない教育活動については、学校と教育センターとで連携して取り組んでまいります。

○報告事項6 令和3年度学力調査関係実施概要について

(瀧澤誠 指導課長) 「報告事項6 令和3年度学力調査関係実施概要について」でございます。13ページの表のとおり、今年度につきましては、全国学力・学習状況調査が本日5月27日木曜日に実施しております。埼玉県学力・学習状況等調査は5月13日木曜日に実施いたしました。上尾市の学力調査は、小学校は12月22日水曜日、中学校は1月12日水曜日にそれぞれ実施予定となっております。

○報告事項7 令和3年4月 いじめに関する状況について

(瀧澤誠 指導課長) 「報告事項7 令和3年4月 いじめに関する状況について」でございます。16ページをご覧ください。令和3年4月の状況としましては、小学校では、認知件数が47件で、解消報告件数が11件です。17ページをご覧ください。中学校では認知件数が10件で、解消報告件数が3件です。いじめの解消につきましては、指導後3か月の見守り期間が経過していない、または保護者からの見守りの継続の要望があり、経過観察をしているものでございますが、4月につきましては、年度替わりなので、5月の連休明けも含めてしっかりと子供の状況を確認した上で解消判断をしたいという学校の意向もあり、解消件数が少なくなっております。

○報告事項8 上尾市幼児教育推進協議会への諮問について

(瀧澤誠 指導課長) 「報告事項8 上尾市幼児教育推進協議会への諮問について」でございます。19ページをご覧ください。過日、5月17日月曜日に開催された第1回上尾市幼児教育推進協議会において、「1 発達支援を必要とする幼児に係る幼児教育の現状と小学校への滑らかな接続に向けた諸課題について」及び「2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた発達支援を必要とする幼児・児童への関わり方」の2点につきまして諮問を行いました。今後は、本年度及び来年度の2か年で調査研究を進め、提言書の取りまとめを行っていく予定でございます。

○報告事項9 上尾市学校運営協議会委員の変更について

(瀧澤誠 指導課長) 追加の報告資料の1ページをお願いします。「報告事項9 上尾市学校運営協議会委員の変更について」でございます。2ページをご覧ください。こちらは、3月定例会において議案第13号として承認されました委員について、2ページのとおり上尾小学校で1名の委員の変更がありました。上段が変更前で、下段が変更後の委員となりますので、ご報告いたします。

(小林克哉 教育総務部長) 平方幼稚園の閉園に関する地域への説明会の件につきまして、口頭での報告になりますが、池田教育総務課長よりご報告いたします。

○報告事項 10 上尾市立平方幼稚園閉園に係る保護者・地域説明会について

(池田直隆 教育総務課長) 口頭での追加報告となりますが、5月15日土曜日に、「平方幼稚園閉園に係る地域説明会」を開催いたしましたので、結果について、ご報告申し上げます。

時間は、午前10時から12時までの2時間にわたって、平方小学校体育館を会場に実施いたしました。開催に当たりましては、中学3年生までの卒園者及び保護者に対して開催通知を郵送するとともに、平方地区の自治会連合会に依頼をいたしまして、平方地区内に全戸回覧をした上で実施をさせていただきます。参加者は、54名で、内訳といたしましては元保護者20名、卒園者10名、自治会長などの地区にお住まいの方10名、市議会議員14名でございました。教育委員会からは、教育総務部長・次長・教育総務課長・担当者、学校教育部長・次長・指導課長・担当者・平方幼稚園長・副園長が出席しております。

説明会は、教育総務部長の挨拶後、教育総務課長より、資料を配付した上で、これまでの経緯や教育委員会として閉園を判断した理由等について説明し、続いて指導課長より、今後の上尾市の幼児教育について説明させていただき、その後、質疑応答となりました。

出席者からの意見等では、「幼稚園がなくなり、また、学校の統廃合により、この地域が衰退することを悲しく思う。」、「ひとつの平方の文化が消えていく。文化を残そうという人はいなかったのか。」、「募集停止後に平方幼稚園に入所したいという人はいたのか。」、「廃園ありきで募集しない、努力していない。」、「公立の幼稚園の良さがある。先生も親切。私立への丸投げは責任放棄ではないか。」、「今の園舎を改修して存続する気持ちはないのか。」、「今回が1回目の説明で、2回目、3回目と続いていくことを希望する。」などのご意見等がございました。

今後につきましては、市議会へ提出した改正条例案が、現在継続審査となっておりますので、市議会6月定例会の閉会までに審査が行われることが予定されております。報告は以上でございます。

(小林克哉 教育総務部長) 次も口頭での報告になりますが、新図書館複合施設の用地買収費等に係る住民訴訟の判決の件につきまして、島田図書館長よりご報告いたします。

○報告事項 11 新図書館複合施設用地買収等に係る住民訴訟について

(島田栄一 図書館長) 損害賠償命令等請求事件に係る判決について、ご報告いたします。平成29年1月5日付けで、さいたま地方裁判所に提訴された損害賠償命令等請求事件(新図書館複合施設用地買収等に係る住民訴訟)について、判決がありましたので、ご報告します。判決日は令和3年5月26日で、当事者は、原告と原告参加人を含む上尾市民50人、被告は上尾市長でございます。

判決の内容ですが、原告らの請求を棄却するものでした。裁判の内容は、平成28年度に、新図書館複合施設用地と建物の補償のために、市が前所有者である株式会社クライズという会社に対して、新図書館複合施設用地買収契約に基づいて支出した約9,511万円等について、前市長である島村穰氏と株式会社クライズに対して、支払いを請求することを、被告である上尾市長に求めていた裁判でした。平成29年1月5日に提訴され、同年3月の第1回目をはじめとし、計19回の弁論が行われ、昨日が判決でした。

主な争点と主張ですが、争点は、本件土地の売買契約額及び建物の補償契約額は適正の範囲内の額か、それとも余りにも高額な額としてこれらの契約が違法・無効となるかであり、原告の主張は、平

成25年4月に現株クライズが前所有者から取得した際の価格2,400万円と比べて、市による売買額は余りのも高すぎる。一方、被告の主張は、本件土地の買収価格は不動産鑑定評価に基づく、適正な額であり、本件建物の補償額についても県の基準を適用して算出した適切な額であり、同基準の本件建物への適用の仕方に関しても誤りはないというものでした。説明は以上でございます。

(小林克哉 教育総務部長) 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。報告事項について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(内田みどり 委員) 市民体育館に関連して、中学校の部活動が中止になっている関係で、部活動を行いたい生徒が屋外のバスケットボールコートに集まっているという話を地域の方から聞いております。コロナ禍の中で生徒が集まることについての指導について伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 部活動につきましては、現在全面中止とはしておらず、時間等ガイドラインに沿って進めているところでございます。それでも部活動を行っていない時間のところで各地域の遊び場や公園のコートなどを使う際には、他の利用者もいますので、十分に注意するように学校にも指導しているところでございます。

(小池智司 委員) 令和2年度上尾市立小・中学校生徒指導の状況について、11ページの30日以上長期欠席者数のうち不登校を理由とする児童生徒は、小学校で44人、中学校で209人となっています。過去の説明のなかで、この人数は一度30日以上長期欠席をすると不登校者としてカウントされ、再度学校に登校するようになってもこの人数は減らないと聞いています。上尾市ではスクールソーシャルワーカーの方の人数を増やして活躍いただいておりますので、復帰できた児童生徒についても、報告の時に一緒に出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(瀧澤誠 指導課長) 改善された事例ということになりますので、今後お示ししてまいりたいと思います。補足ですが、令和元年度に不登校であったところ学校に令和2年度に復帰できた児童生徒の人数は、小中併せて77人で、その前の年度につきましては、70人でした。ここ数年では復帰数が増加している傾向にありますので、学校等の努力の成果が表れているものと思います。

(池野和己 教育長) 他にはよろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ありがとうございます。報告についての質問、ご意見は以上で終了とさせていただきます。

日程第7 今後の日程報告

(池野和己 教育長) それでは続きまして「日程第7 今後の日程報告」をお願いします。

(池田直隆 教育総務課長) 次回の定例会でございますが、6月24日木曜日、15時から教育委員室

での開催となります。また、7月中に今年度最初の総合教育会議の開催を予定してございます。日程が決定次第、改めてご通知いたします。また、谷島委員におかれましては、市議会6月定例会開会日である6月8日に教育委員就任のご紹介がございました。報告は以上でございます。

(池野和己 教育長) 教育委員の当面の日程について説明がありましたが、これについて何か質問はありますでしょうか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第8 議案の審議

(池野和己 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(池野和己 教育長) 「議案第26号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第26号につきましては、清水教育総務部次長が説明申し上げます。

○議案第26号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

(清水千絵 教育総務部次長) 「議案第26号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」でございます。議案書1ページをお願いいたします。提案理由でございますが、令和3年度上尾市一般会計補正予算(第3号)の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るため、この案を提出するものでございます。今回の補正予算案は、コロナ禍における施設改修工事費の増額補正と英語など指導方法改善事業の増額補正の予算計上となっております。

歳入の補正について、16款 県支出金の教育研究開発事業委託金でございますが、これは埼玉県が文部科学省から受託した英語教育改善プラン推進事業について、その一部を上尾市に再委託することに伴い39万7千円の交付金が交付されることとなったための増額を計上したものでございます。なお、上尾市では上平小学校及び上平中学校を研究協力校とする方針でございます。

次に、歳出の補正について、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための施設改修工事に係る増額補正と著作権使用料などの増額補正によるものとなります。議案書2ページをご覧ください。教育総務部の歳出補正についてご説明いたします。生涯学習課・図書館・スポーツ振興課において所管しております公民館などの各施設においてトイレ非接触化改修工事費として、合計1,346万9千円の増額補正となっております。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、各施設のトイレの手洗いを自動水栓に改修し、照明についても人感センサーを設置し、トイレ設備の非接触化を行うための費用を計上するものでございます。続きまして、学校教育部についてご説明いたします。指導課では、指導方法改善事業が274万3千円の増額となっております。この内訳は、著作権使用料が234万6千円、教育研究開発事業交付金が39万7千円となっております。著作権使用料は、著作権

法改正に伴い、本年度から授業等でICTの活用を行う場合、教育機関の設置者が一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会に著作権使用料を支払う必要が生じたため、この経費を増額補正するものでございます。教育研究開発事業交付金は、歳入でご説明いたしました、英語教育改善プラン推進事業の研究協力校となる上平小学校、上平中学校に対して交付金を支出するため、この経費を増額補正するものでございます。令和3年度上尾市一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務の部分の補正についての説明は以上でございます。

（池野和己 教育長）ありがとうございました。議案第26号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（池野和己 教育長）よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

（池野和己 教育長）ないようですので、採決に移ります。「議案第26号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

（池野和己 教育長）異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第27号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

（小林克哉 教育総務部長）議案第27号につきましては、池田教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第27号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

（池田直隆 教育総務課長）「議案第27号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。議案書3ページと併せて議案資料4ページもお願いいたします。提案理由でございますが、行政手続の簡素化に資するため、押印等を求める手続を見直すことについて、法律の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。

条例改正に至る背景でございますが、国における行政機関をはじめ、全国的に行政手続における押印廃止に向けた取組が行われており、本市においても、国や県の法令等に基づいて押印が求められているもの以外は、押印を原則廃止とし、行政手続の簡素化を進めているところでございます。この方針に基づき、当該条例に規定する押印の欄を廃止することなどについて、条例改正を行うものでございます。また、押印の欄を削る改正のほか、職員のサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、「面前」及び「署名」に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することで、サービスの宣誓とするものとするなど実体に即した改正をするものでございます。国家公務員の制度については、適用となる政令改正が本年4月1日に施行となっており、国家公務員との均衡を図る観点からも、本改正条例は公布の日から施行するとしております。なお、押印の見直しに係る教育委員会の提出議案は本件のみであります。押印見直しに関しては市全体では3本の条例が関係しておりますので、市議

会へ提出する際は、一括して改正するために、「関係条例の整備に関する条例」ということで提出すること予定でございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございました。議案第27号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第27号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

日程第9 閉会の宣告

(池野和己 教育長) それでは、以上で本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。これもちまして、上尾市教育委員会5月定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

令和3年6月24日 署名委員 大塚 崇行